シュローダー・グローバル・リートESGフォーカス・ファンド (予想分配金提示型)

第34期(2024年3月)分配金に関するお知らせ

シュローダー・グローバル・リートESGフォーカス・ファンド(予想分配金提示型)は、2024年3月21日に第34期 の決算を行い、分配金を下記の通り決定しましたのでお知らせいたします。

分配金	基準価額
(1万口当たり、税引前)	(3月21日、分配落5後)
50⊩	10,818⊨

設定来の基準価額の推移と分配実績(2021年5月25日(設定日)~2024年3月21日)



分配実績

第1期~ 第7期 (2021年6月~ 2021年12月)	第8期~ 第19期 (2022年1月~ 2022年12月)	第20期~ 第31期 (2023年1月~ 2023年12月)	第32期 (2024年1月)	第33期 (2024年2月)	第34期 ^(2024年3月)	分配金 累計
350⊨	300⊨	0 円	50⊢	50⊢	50⊢	800⊨

第34期の運用状況(2024年2月21日~3月21日)

米国の一部経済指標が減速の兆候を示したことから、米国長期金利は3月初めにかけて低下しましたが、その後インフレ指標が市場予想を上回ったことを背景に上昇に転じた結果、前期末比ほぼ横ばいで当期を終えました一方、米国株式は上昇、日本株式についても日経平均株価が史上最高値を更新するなか、世界の不動産株式・リートも上昇しました。さらに、米ドルに対して円安が進行したことも当ファンドの基準価額にプラスに影響しました。ファンダメンタルズ(経済の基礎的諸条件)は堅調であり、当ファンドでは世界の不動産関連株式・リートは依然として上昇余地があると見ています。

出所:シュローダー。※分配金再投資基準価額は税引前分配金を再投資したものとして計算しています。基準価額は信託報酬控除後の価額です。分配金はすべて1万口当たり、税引前。分配金累計は設定来。分配対象額が少額の場合には分配を行わないことがあります。本資料中に記載されたシュローダーの見解は、策定時点で知りうる範囲内の妥当な前提に基づく所見や展望を示すものであり、将来の動向や予測の実現を保証するものではありません。市場環境やその他の状況等によって将来予告なく変更する場合があります。

シュローダー・グローバル・リートES Gフォーカス・ファンド (予想分配金提示型)

第34期(2024年3月)分配金に関するお知らせ

分配方針

原則毎月20日の決算時(休業日の場合は翌営業日。)に、以下の方針に基づき収益分配を行います。

- 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当収入と売買益等の全額とします。
- 分配金額は、委託会社が分配対象額の範囲内で、基準価額水準、市場動向等を勘案し決定します。なお、分配を行わないことがあります。
- 毎決算日の前営業日の基準価額に応じ、以下の金額の分配をめざします。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないことがあります。

決算日の前営業日の基準価額	分配金額(1万口当たり、税引前)			
10,500円未満	基準価額の水準等を勘案して決定			
10,500円以上11,000円未満	50円			
11,000円以上12,000円未満	100円			
12,000円以上13,000円未満	150円			
13,000円以上14,000円未満	200円			
14,000円以上15,000円未満	250円			
15,000円以上	300円			

※毎決算日の前営業日までの短期間において基準価額が急騰した場合や、毎決算日の前営業日から当該決算日までに基準価額が 急落した場合等、基準価額水準や市場動向等によっては、分配金や分配原資を予め準備できないこと等から上記とは異なる少ない分配金額となる場合や分配金が支払われない場合があります。基準価額が予め定めた上記の各水準に一度到達したとしても、それ以降当該水準に応じた分配を継続するものではありません。分配により基準価額は下がるため、次回決算以降の分配金額が変動する場合があります。上記表は、一定の基準価額水準になった場合に予想される分配金額を提示したものであり、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

ファンドの特色

- 1. 世界の不動産投資信託証券および不動産関連株式等に投資します。
- 2. 経済・社会の変化を見越し、成長性を重視した投資アプローチをとります。
- 3. 不動産投資信託や不動産関連企業の物件所有状況やESGに関する豊富なデータを活用したポートフォリオ構築を実施します。
- 4. 世界の不動産投資信託証券および不動産関連株式等の運用において確かな実績を 持つシュローダー・グループの運用力とグローバル・ネットワークを最大限に活用します。
- 5. 実質外貨建資産については、為替ヘッジを行いません。

※上記1~4については、ファンドが実質的に投資する投資信託証券(投資対象ファンド)の内容を含みます。資金動向、市場動向、信託財産の規模等によっては、上記のような運用ができない場合があります。



創業から200年超、日本に根ざして50年。 卓越した資産運用サービスをお届けするため、 私たちの視線が向かうのは、いつもひとつ先の未来。 今また新たな投資機会の発掘に向け、 シュローダーは動き出しています。

シュローダー・グローバル・リートES Gフォーカス・ファンド (予想分配金提示型)

第34期(2024年3月)分配金に関するお知らせ

ファンドの主な投資リスク

基準価額の変動要因

- ファンドは組入有価証券等の価格下落、発行体の倒産および財務状況の悪化、為替変動等の影響により、ファンドの基準価額が下落し、損失を被ることがあります。
 - <u>したがって、投資者の皆様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。ファンドは預貯金と異なります。ファンドの運用による損益はすべて投資者に帰属します。</u>
- 分配金は、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われるとその金額相当分、基準価額は下がります。また、必ず 支払われるものではなく、金額も確定しているものではありません。

価格変動リスク

ファンドが実質的に投資を行う不動産投資信託証券の価格は保有不動産等の価値やそこから得られる収益の増減等により変動し、株式の価格は、政治・経済情勢、発行企業の業績、市場の需給関係等を反映し、下落することがあります。それらにより組み入れた不動産投資信託証券や株式の価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割り込むことがあります。

為替変動リスク

ファンドが実質的に投資を行う外貨建て資産について、当該外貨の為替レートが円高方向に進んだ場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割り込むことがあります。

デリバティブ取引のリスク

ファンドが実質的に投資を行う外貨建て資産においてはデリバティブ(先物、オプション、スワップ等の金融派生商品)を用いることがあります。デリバティブの価格は市場動向などの影響を受け、デリバティブが参照する原資産(証券、金利、通貨、指数等)の価格変動に伴い変動しますが、原資産の価格変動と比べてより大きく価格変動・下落することがあります。また、取引先リスク(取引相手の倒産などにより取引が実行されないこと)により損失を被る可能性があります。デリバティブの価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり投資元本を割り込むことがあります。

信用リスク

組入有価証券等の発行体の財務状況の悪化、経営不振、またはそれが予想された場合、その他、信用度に関する外部評価が悪化した場合、組入有価証券等の下落要因となります。組入有価証券等の発行体が債務不履行に陥った場合、投資元本が回収できなくなる可能性が高くなります。これらの要因により組入有価証券等の価格が下落した場合には、基準価額の下落要因となり、投資元本を割り込むことがあります。

カントリーリスク

実質的な投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制等が 設けられた場合には、基準価額が下落したり、運用方針に沿った運用が困難となる場合があります。

流動性に関するリスク

証券やその他の投資対象商品を売買する際、その市場規模や取引量が小さい場合は、流動性が低下し、本来想定される投資価値とは乖離した価格水準による取引が行われたり、価格の変動性が大きくなる傾向があると考えられます。また、政治・経済情勢の急変時等においては、流動性が極端に低下し、より一層、価格変動が大きくなることも想定されます。このように流動性が低下した場合には、基準価額が下落する要因となり投資元本を割り込むことがあります。

※基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

● ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。

【流動性リスクに関する留意事項】

ファンドに大量の解約申込みがあり短期間で解約資金を準備する場合や取引市場において市場環境が急変した場合等には、組入資産の流動性が低下して市場実勢から想定される価格水準から乖離した取引となったり、取引量が限られる場合があります。このような場合には基準価額が下落したり、換金申込みの受付けを中止することや換金代金のお支払いが遅延する場合があります。

【繰上償還に関する留意事項】

主要投資対象ファンドが存続しないこととなる場合には、ファンドを繰上償還させることがあります。

【ファミリーファンド方式に関する留意事項】

投資対象とするマザーファンドにおいて、他のベビーファンドの設定・解約等に伴なう組入有価証券等の売買が行われた場合等には、組入有価証券等の価格変化や売買手数料の負担等により、ファンドの基準価額に影響を与える場合があります。

【現金等の組入に関する留意事項】

市場動向等によっては、短期金融資産や現金の実質的な組入比率が高まり、その他の投資対象資産の実質的な組入比率が低下する場合があります。

シュローダー・グローバル・リートES Gフォーカス・ファンド (予想分配金提示型)

第34期(2024年3月)分配金に関するお知らせ

収益分配金に関する留意事項

■分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、 その金額相当分、基準価額は下がります。

> 投資信託で分配金が 支払われるイメージ



■分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて 支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになり ます。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

前期決算日から基準価額が上昇した場合 前期決算日から基準価額が下落した場合 10,550円 分配 期中収益 (①+②) 10,500円 50円 10,500円 100円 *50円 分配 10,450円 10.400円 *500円 *500円 配当等収益 (3+4)(3+4)***450**円 20円 100円 (3+4)*80円 10,300円 ★420円 (3+4) 前期決算日 当期決算日 当期決算日 前期決算日 当期決算日 当期決算日 分配後 分配前 分配後 分配前 *分配対象額 500円 *分配対象額 420円 *分配対象額 *50円を取崩し *分配対象額 450円 *80円を取崩し 500円

- ※分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。 分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。
- ※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご留意ください。

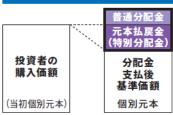
分配準備積立金: 期ごとに分配可能額を計算し、分配可能額から実際に分配した額を引いた額はそのまま信託財産に組み入れられます。 この額のことを分配準備積立金といいます。

収 益 調 整 金: 新規の投資者がファンドを購入したことによって、既存の投資者が受け取れる分配金の額が薄まることのないよう、投資 信託財産を計理処理する際に使う特有の勘定科目のことです。

■投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合

分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



※元本払戻金(特別分配金) は実質的に元本の一部 払戻しとみなされ、その 金額だけ個別元本が減少 します。また、元本払戻金 (特別分配金)部分は非課税 扱いとなります。 大変を 投資者の 購入価額 (当初個別元本)

普通分配金:個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。 元本払戻金(特別分配金):個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。 シュローダー・グローバル・リート E S Gフォーカス・ファンド (予想分配金提示型)

第34期(2024年3月)分配金に関するお知らせ

お申込みメモ

	1 - 107			
購	入	単	位	販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
購	入	価	額	購入申込日の翌営業日の基準価額。基準価額は1万口当たりとします。
購	入	代	金	販売会社が指定する期日までにお支払いください。
換	金	単	位	販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
換	金	価	額	換金申込日の翌営業日の基準価額とします。
換	金	代	金	原則として換金申込日から起算して6営業日目から販売会社にてお支払いします。
申	込 締	切時	間	原則として午後3時までに販売会社所定の事務手続きが完了した分とします。
購不		奥 金 申 可	込 日	申込日当日が次のいずれかの場合には、購入・換金の申込みは受付けません。 ■国内の休業日 ■グッド・フライデー、イースター・マンデー ■12月24日、25日および26日 また、投資対象ファンドの管理会社が指定する日においては購入・換金の申込みは受付けません。
換	金	制	限	大口解約は、解約金額および受付時間に制限を設けさせていただく場合があります。 別途、投資対象ファンドの解約制限の影響を受ける場合があります。
購 申 及	入 込 受 び	・ 換 付 の 中 取 消	金止し	金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他合理的な事情*が生じた場合には、ファンドの購入・換金の各申込みの受付けを中止すること、あるいは、すでに受付けた各申込みの受付けを取り消すことがあります。 * 投資対象国・地域における非常事態(金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等)による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等
信	託	期	間	2031年9月22日まで(2021年5月25日設定)
繰	上	償	還	受益権口数が25億口を下回った場合等には繰上償還となる場合があります。
決		———— 算	B	原則、毎月20日(休業日の場合は翌営業日)
収	益	分	配	年12回、収益分配方針に基づいて収益分配を行います。 販売会社との契約によっては、再投資が可能です。なお、分配を行わない場合があります。
課	税	関	係	課税上は株式投資信託として取扱われます。 ・ 公募株式投資信託は税法上、NISA(少額投資非課税制度)の適用対象であり、2024年1月1日以降は一定の要件を満たした場合にNISAの適用対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。 ・ 配当控除、益金不算入制度の適用はありません。 ※上記は、2023年9月末現在のものです。税法が改正された場合等には、変更される場合があります。
ス	イ ッ	チン	グ	シュローダー・グローバル・リートESGフォーカス・ファンド(資産成長型)、シュローダー・グローバル・リートESGフォーカス・ファンド(予想 分配金提示型)間でスイッチングが可能です。スイッチングの際には、換金時と同様に、税金および販売会社が定める購入時手数料がか かる場合があります。※スイッチングの取扱いの有無や内容等は販売会社によって異なります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

ファンドの費用

E	殳	資	者), I	13	的に	負	旦了	する	費	Ħ

購入時手数料購入申込日の翌営業日の基準価額に3.30%(税抜3.00%)を上限として販売会社が独自に定める率を乗じて得た額を購入時にご 負担いただきます。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

信 託 財 産 留 保 額 ありません。

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

		理 報	費 月 酬)	運用管理費用	ファンドの日々の純資産総額に対して <mark>年率1.65%(税抜1.50%)</mark> 。 重用管理費用(信託報酬)は、ファンドの計算期間を通じて毎日計上されることで、ファンドの基準価額に反映され、毎計算期末または 言託終了のときファンドから支払われます。						
				ч ¬ ¬ \ в	法定書類の作成等に要する費用、監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用等ファンドの純資産総額に対して 年率0.11%(税抜0.10%)を上限 とする額がファンドの計算期間を通じて毎日計上されることで、ファンドの基準価額に反映され、毎計算期末または信託終了のときにファンドから支払われます。						
₹ ∃	: の E	の 費 数	用米	当 ファンド ・ 4	組入有価証券の売買委託手数料、外貨建資産の保管等に関する費用等 ファンドからその都度支払われます。 ※運用状況等により変動しますので、事前に料率、上限額等を示すことができません。						
				主要投資対象ファンド	外貨建資産の保管等に関する費用、弁護士費用および監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用等ファンドの純資産総額に対して 年率0.05%程度(実績値) を上記の費用・手数料の精算にあてております。この料率は運用・管理状況等によって変動することがあります。						

※上記の合計額は、投資者の皆様がファンドを保有する期間等に応じて異なりますので、事前に示すことができません。

シュローダー・グローバル・リートESGフォーカス・ファンド (予想分配金提示型)

第34期(2024年3月)分配金に関するお知らせ

ファンドの関係法人

委託会社:シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社[設定・運用等]

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第90号

加入協会:一般社団法人投資信託協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会

【ホームページ】http://www.schroders.co.jp/ 【電話】03-5293-1323 受付時間 9:00~17:00 (土日祝日を除く)

受託会社:三井住友信託銀行株式会社[信託財産の管理等]

販売会社:販売会社については以下ご参照(五十音順) [募集の取扱い等]

販売会社一覧(2024年3月21日現在)

金融商品取引業者	等の名称	登録番号	日本証券業協会	一般社団法人 日本投資 顧問業協会	一般社団法人 金融先物 取引業協会	一般社団法人 第二種金融商品 取引業協会
株式会社SB証券	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第44号	0		0	0
株式会社SBI新生銀行(委託金融商品取引業者株式会社SBI証券)	登録金融機関	関東財務局長(登金)第10号	0		0	
FFG証券株式会社	金融商品取引業者	福岡財務支局長(金商)第5号	0			0
岡三にいがた証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第169号	0			
株式会社佐賀銀行	登録金融機関	福岡財務支局長(登金)第1号	0		0	
株式会社荘内銀行	登録金融機関	東北財務局長(登金)第6号	0			
第四北越証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第128号	0			
株式会社千葉銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第39号	0		0	
株式会社鳥取銀行	登録金融機関	中国財務局長(登金)第3号	0			
株式会社富山第一銀行	登録金融機関	北陸財務局長(登金)第7号	0			
株式会社広島銀行	登録金融機関	中国財務局長(登金)第5号	0		0	
フィリップ証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第127号	0		0	
株式会社北都銀行	登録金融機関	東北財務局長(登金)第10号	0			
三井住友信託銀行株式会社	登録金融機関	関東財務局長(登金)第649号	0	0	0	
株式会社横浜銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第36号	0		0	
楽天証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第195号	0	0	0	0

お申込みに際してのご注意等

本資料は、シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社(以下「弊社」といいます。)が設定した投資信託に関する商品説明資料であり、法令に基づく開示書類ではありません。投資信託は、金融機関の預貯金と異なり、元金および利息が保証されている商品ではありません。投資信託は、預金または保険契約ではなく、預金保険および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。投資信託は、銀行等登録金融機関でお申込みいただいた場合は、投資者保護基金の支払対象ではありません。お申し込みの際は、販売会社よりお渡しする「投資信託説明書(交付目論見書)」の内容を必ずご確認のうえ、ご自身でご判断ください。

本資料に示されている運用実績、データ等は過去のものであり、将来の投資成果等を示唆あるいは保証するものではありません。投資資産および投資によりもたらされる収益の価値は上方にも下方にも変動し、投資元本を毀損する場合があります。また外貨建て資産の場合は、為替レートの変動により投資価値が変動します。本資料は、作成時点において弊社が信頼できると判断した情報に基づいて作成されておりますが、弊社はその内容の正確性あるいは完全性について、これを保証するものではありません。本資料中に記載されたシュローダーの見解は、策定時点で知りうる範囲内の妥当な前提に基づく所見や展望を示すものであり、将来の動向や予測の実現を保証するものではありません。市場環境やその他の状況等によって将来予告なく変更する場合があります。本資料中に個別銘柄についての言及がある場合は例示を目的とするものであり、当該個別銘柄等の購入、売却等いかなる投資推奨を目的とするものではありません。また当該銘柄の株価の上昇または下落等を示唆するものでもありません。本資料中に含まれる第三者機関提供のデータは、データ提供者の同意なく再製、抽出、あるいは使用することが禁じられている場合があります。第三者機関提供データはいかなる保証も提供いたしません。第三者提供データに関して、本資料の作成者あるいは提供者はいかなる責任を負うものではありません。シュローダー/Schrodersとは、シュローダーのにおよびシュローダー・グループに属する同社の子会社および関連会社等を意味します。本資料を弊社の許諾なく複製、転用、配布することを禁じます。